

役員候補者選挙(理事選挙・監事選挙)について

1. 「役員候補者選挙」(2023年実施)について

役員候補者選挙(理事選挙・監事選挙)は2023年6月に行われ、2023年3月の代議員選挙で選出された62名の次期代議員候補者の投票によって当選者が選出されます。理事選挙・監事選挙において選挙権を有するのは62名の次期代議員候補者のみです(役5)。

(1) 理事の任期は、法人化前の3年・再任なしから、2年任期となり、連続2期、通算6期まで再任可と変更されました(定23)。今回選出される理事・監事の任期は2023年の社員総会から2025年の社員総会の終結時までです。

(2) 理事候補者は、26名が代議員による選挙で選出されます。選挙で選出される理事の定数26名は、代議員選挙と同様の6地区に配分されます(役5-3)。さらに、これらの理事候補者は協議の上、正会員の中から4名以内の理事候補者を追加推薦することができます(役2)。これらの理事候補者が社員総会の承認をもって、理事に選任されます(役1)。

(3) 理事選挙の被選挙権を有するのは、「選挙の行われる当該年度までに入会し、当該年度までの会費を理事選挙管理委員会が定める期日までにすべて納めている正会員」のうち、次の4項のいずれかに該当する者を除いた者です(役5-2)。このうち、④は今回の選挙には該当しません。

①連続2期理事を務めている者

②すでに通算6期理事に在任したもの(3年任期の時期を含めて通算12年以上理事に在任した者を含む)

③会長を経験した者

④法人の設立時に役員であった者(法人設立後最初の役員選挙である2021年の理事選挙においてのみ被選挙権を有しません)

(4) 理事・監事候補者は同一機関から1名までとされています(役7-4)。同一機関から理事または監事候補者に2名以上の当選者が生じた場合は、次点者以降を順次繰り上げます。

(5) 監事候補者は、被選挙権を有するすべての地区の正会員の中から2名以内で代議員の選挙によって選出されます。一般社団法人の監事は、法人の運営が適正に行われるよう、法人の業務や財産状況を監査する重要な役割です。監事は理事会にも出席しますが、理事と兼任することはできません。

以上